

市議会からの意見に対する回答

1 件名

宍粟市文化財保存活用地域計画（案）

2 担当部局

教育部社会教育文化財課

3 意見の内容と市の考え方

番号	意見	市の考え方
(1)	第2章. 宍粟市の文化財概況 1. 指定文化財 (1) 概要 ⇒表 2-1 で指定文化財を数の羅列で記載されているのが気になった。計画書のなかに地域の文化財が周知されていない事・関心度が低い事を憂える記述がある。この一覧表においては、やはり一点一点大切な文化財としてその名称（通称）所在地の記載はあるべきかと考える。例えば P48～53 の掲載写真に附番し、P54. 55 の地図上に附番した番号をリンクさせて記載するなどの対応をしてはどうか。	ご意見のとおり、地域の文化財を周知していくためには所在地の把握は重要であり、文化財のマップ化が有効であると考えます。 ただし、本編 P54. 55 に掲載している地図（図 2-1 宍粟市指定文化財分布図）は指定文化財のみを記載したものであり、これに対して、P48～53 の掲載写真は、未指定の文化財をも含むものであるため、当該地図上に附番して記載するとかえって混乱するおそれがあります。 については、本計画の策定後、資料編に掲載予定の指定文化財リストを活用し、写真入り文化財マップ等の作成を検討していきます。
(2)	第2章. 宍粟市の文化財概況 3. 関連する制度 (2) 山崎町山崎地区歴史的景観形成地区 ⇒兵庫県で3例目として、この度、酒蔵連なる一帯を「県の景観形成“重点”区域」に指定された。P63 本文5行目に、「県の歴史的景観形成地区、重点文化財活用地区に指定」と表現されているが意味として同じことか。表し方に変更の必要はないか。	「歴史的景観形成地区及び景観形成重点区域」は県まちづくり部、「重点文化財活用地区」は県教育委員会の指定となり、区域は重複していますが、指定主体が異なります。 ご意見に基づき、本編 P63 の該当箇所を「県の歴史的景観形成地区（一部は特に景観形成重点区

		域)、重点文化財活用地区に指定され、」に修正します。
(3)	第5章. 文化財の保存・活用のこれまでの取組 1. 文化財に関する既往の把握状況 (3) 民俗文化財 2) 無形の民俗文化財 ⇒本市の特徴的な伝統芸能の獅子舞・チャンチャコ踊りは人口減少による継承者不足等のため、資料や記録に残されるだけの状況になりつつある。現在かろうじて残っているものについては失われる前に早急に映像記録などとして保存の対応がとられるように計画に入れるべきと考える。例えば、後段の方針 (P97 の①文化財保護の推進、P103 文化財のデジタルアーカイブ化の推進) に、『無形の民俗文化財』として追加の記載をしてはどうか。	無形民俗文化財は少子高齢化による担い手不足により継続が危ぶまれる状況となっており、計画的に映像等の記録保存を行うことが必要です。 ご意見に基づき、第7章の措置9 “文化財のデジタルアーカイブ化の推進” に、「廃止、休止の可能性のある無形の民俗文化財を映像等で記録し、その継承と廃止等した場合の復活に備えます。」の記載を追加します。
(4)	第6章. 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針 1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題 (1) 基本目標①(保存)文化財を知り、確実に守り伝えていく (3) 文化財の防災・防犯に関する課題 ⇒風水害及び地震に係る応急復旧対策が上がっている。平成21年に一宮町閨賀の浸水で区有文書が被災した際に応急処置がなされた記述がある。被災後の対応方法云々以前に、宍粟市が地理的にも度々水害に見舞われている事情を考慮し、大切な文化財が損なわれる事がないように方策を織り込んだ防災計画を希望する。	第6章の方針3 “文化財を「守る」” に文化財の防災・防犯を方針の1つとして位置付けております。また、行政だけでなく、所有者や関係団体、専門家とも連携して様々な措置を講じ、関係課とともに、文化財の防災・防犯対策に一体的に取り組んでまいります。